

第 6145 号		1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)平成31年 2月 22日 金曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二)
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: <https://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♠ オリンピックに参加する非居住者の課税の特例

Q：平成31年の税制改正では、オリンピックに参加する非居住者等の課税の特例が創設されるとか、どのようなものなのですか？

A：次のようなものです。

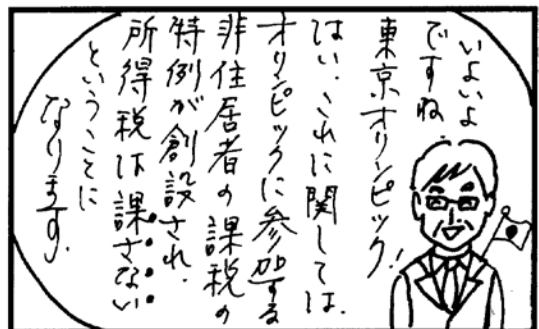
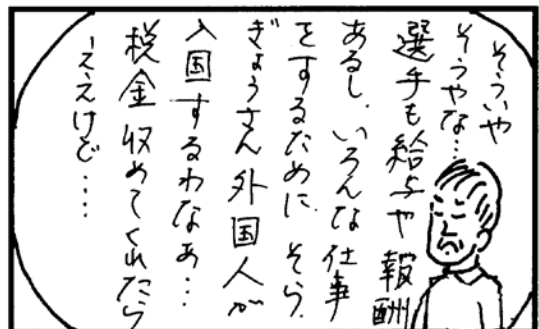
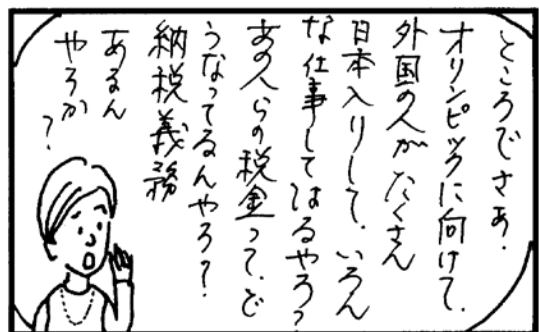
【解説】

平成31年の税制改正では、オリンピックに参加する非居住者等の課税の特例が創設されます。概要は、次のとおりです。

①平成32年に開催される東京オリンピック又はパラリンピック(大会)に参加する選手である非居住者の一定の給与等及び報奨金等並びに大会に参加する選手団に属する非居住者及び審判員である非居住者その他大会の円滑な運営に関する一定の業務(大会関連業務)を行う非居住者の一定の給与等については所得税を課さない。

②大会を主催する外国法人、大会の放送に係る映像の制作等を行う外国法人、大会の放送に関する権利を有する外国法人、大会の競技に係る計測等又は結果の集計を行う外国法人その他の大会関連業務を行う外国法人が支払いを受ける一定の使用料及びその一定の恒久的施設帰属所得については、それぞれ、所得税及び法人税を課さない。

③上記②の外国法人の法人税の課税対象とされる国内源泉所得に係る所得の金額の全部につき法人税が非課税とされる場合に確定申告書等の提出を不要とする等の措置を講ずる。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】